



BUREAU
VERITAS

Bureau Veritas Services

東京都/埼玉県排出量取引制度のご案内

東京都/温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度とは

2008(平成20)年度の東京都の環境確保条例改正において、既存の地球温暖化対策計画書制度が強化され、温室効果ガス排出量の総量削減義務と排出量取引制度が導入されました。

この制度においては、対象事業所が都へ自らの温室効果ガス排出量を報告するにあたって、検証機関の検証を受けることが必須となります。

ビューローベリタスは、東京都環境確保条例「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度(東京都排出量取引制度)」の登録検証機関(登録番号2)として東京都の登録を受けております。

登録区分：・ 特定ガス・基準量
・ 優良事業所基準への適合(第一区分事業所)
・ 都内外削減量
・ 優良事業所基準への適合(第二区分事業所)

対象事業所：エネルギー(燃料、熱及び電気)の使用量が、原油換算で1,500kl以上の都内事業所

義務内容：基準となる排出量(*1)に対して、削減計画期間における排出量(*2)を一定程度(*3)以上削減する。
(排出量の報告に際しては、登録検証機関の「検証」を受けることが必須)

(*1)2002~2007年度までの間のいずれか連続する3か年度の平均排出量

(*2)第一計画期間「2010~2014年度」、第二計画期間「2015~2019年度」

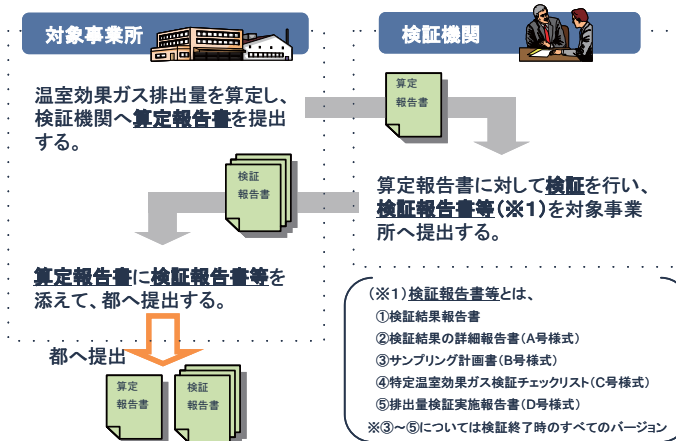
(*3)対象事業所の種類により6~8%

メリット

- 基準となる排出量に対して、削減計画期間における排出量を一定程度以上削減する必要があり、省エネ対策によるコスト削減が期待されます。
- 削減義務の履行手段は「自らで削減」と「排出量取引」があり、大幅に削減ができた場合には排出量取引も可能です。

排出量取引制度は以下のとおりです。

- ① 超過削減量：
他の対象事業所が義務量を超え削減した量
- ② 都内中小クレジット：
都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量
- ③ 再エネクレジット：
グリーンエネルギー証書など
再生可能エネルギー環境価値
- ④ 都外クレジット：
都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量



特徴

- 設備設計一級建築士、建築設備士、エネルギー管理士等の資格保有者である建築設備・省エネルギーの専門性を持つ検証人22名が対応します。
- 特定ガス・基準量の検証実績件数は年間60~90件の実績があります。(2014年3月現在)
- 建築関連、GHG関連、ISO9001、ISO14001などマネジメントシステム審査、CSRレポートのデータ検証など幅広いサービスを提供しております。
- 京都メカニズム指定運営組織(DOE)として培った多数の温室効果ガス排出検証手法を駆使して、トップレベル事業所検証業務を行います。



埼玉県／目標設定型排出量取引制度とは

埼玉県は2009年2月に策定した埼玉県地球温暖化対策実行計画において、「温室効果ガス排出量を2020年度までに2005年度比で25%削減する」という目標を掲げ、2011年度より目標設定型排出量取引制度を導入しました。対象となる事業所は、埼玉県へ自らの温室効果ガス排出量を報告する場合、もしくは排出量取引を行う場合には、検証機関の検証を受けることが必要となります。

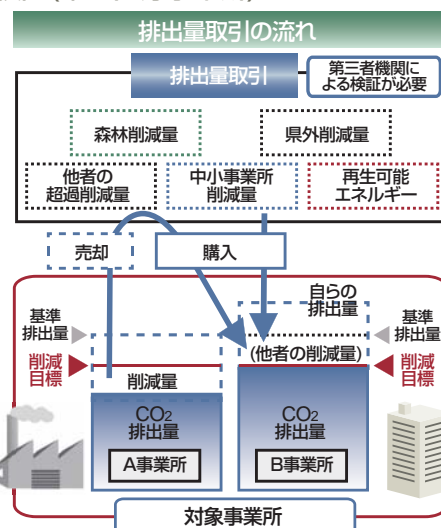
ビューローベリタスは当制度において、埼玉県登録検証機関(登録番号11-2)として、トップレベル事業所検証を含む検証業務を行います。

登録区分： ・ 目標設定ガス・基準量検証 ・ 優良事業所基準への適合の検証(第一区分事業所)
 ・ 県内外削減量検証 ・ 優良事業所基準への適合の検証(第二区分事業所)

対象事業所：燃料、熱及び電気の使用量が、3ヵ年連続して原油換算で年間1,500kl以上の埼玉県内の事業所

義務内容：

- ・ 事業者は温室効果ガス排出量の削減目標を含む計画を作成し、計画に基づき、対策を実施するよう努める(条例第12条)
- ・ 大規模事業者は排出量取引を含む、埼玉県が定める方法により、削減計画期間において目標を達成するよう努める(指針)
- ・ 地球温暖化対策計画及び地球温暖化対策実施状況報告書の作成/提出(条例第12条)／自主公表(条例第15条第1項)



*「目標設定型排出量取引制度等に関する説明会」配布資料を参考に作成

メリット

- 基準となる排出量に対して、削減計画期間における排出量を一定程度以上削減する必要があり、省エネ対策によるコスト削減が期待されます。
- 削減義務の履行手段は「自らで削減」と「排出量取引」があり、大幅に削減ができた場合には排出量取引も可能です。

排出量取引制度は以下のとおりです。

- ① 超過削減量 ② 中小クレジット ③ 再エネクレジット ④ 県外クレジット ⑤ 森林吸収クレジット

特徴

- ビューローベリタスは東京都排出量取引制度の登録検証機関として積み重ねてきた経験・実績を生かし、埼玉県の当制度においても登録検証機関として、トップレベル事業所検証を含む検証業務を行います。
- 設備設計一級建築士、建築設備士、エネルギー管理士等の資格保有者である建築設備・省エネルギーの専門性を持つ検証人22名(2014年3月末現在)が対応します。
- 建築関連、GHG関連、ISO9001、ISO14001などマネジメントシステム審査、CSRレポートのデータ検証など幅広いサービスを提供しております。
- 京都メカニズム指定運営組織(DOE)として培った多数の温室効果ガス排出検証手法を駆使してトップレベル事業所検証業務を行います。

お問い合わせ連絡先

ビューローベリタスジャパン株式会社 インサービス検査事業本部 神谷町事務所

〒106-0041 東京都港区麻布台1-7-2 神谷町サンケイビル7F

TEL : 03-5573-8686 FAX : 03-3505-3389

E-mail : ctc_ivs@jp.bureauveritas.com

URL : <http://www.bvjc.com>